

緑区地域福祉保健推進会議規約

制 定 平成 15 年 4 月 1 日 緑福第 158 号

最近改正 平成 19 年 7 月 23 日 緑福第 1356 号

(目的)

第 1 条 この規約は、緑区の保健・医療・福祉等の向上と関係機関の連携強化を図るため、緑区地域福祉保健推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、もって地域における総合的な福祉保健サービスを円滑に行うことを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 区内における地域福祉保健施策の企画、立案及び評価に関する事
- (2) 区内の要援護者等に対して、各機関が実施している事業等についての情報交換に関する事
- (3) 区内の地域包括支援センターの事業等に関する事
- (4) その他、区内の福祉保健施策に関する事

(組織)

第 3 条 推進会議は委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 横浜市職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 推進会議に、会長 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第 6 条 推進会議に、副会長 2 名を置く。

- 2 副会長は、会長の指名によって定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議は、年1回以上会長が招集し、会長が議長を務める。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員の代理出席は、これを認め、議事の表決に参加できる。

(部会)

第8条 推進会議に、具体的な福祉・保健に関わる事業の実施や課題の検討を行うため、部会を設置することができる。

(関係者の意見等の聴取)

第9条 推進会議及び部会は、必要に応じ、会議の議事に関係のある者の出席を依頼し、その意見及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 推進会議委員及び部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 推進会議の庶務は、緑区福祉保健センター福祉保健課において処理する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って別に定める。

附 則 (平成15年4月1日 緑福第158号)

(施行期日)

1 この規約は、平成15年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行後最初の推進会議の委員任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、3年を超えない範囲とする。

附 則 (平成18年2月27日 緑福第10382号)

(施行期日)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月23日 緑福第1356号)

(施行期日)

この規約は、平成19年7月23日から施行する。